

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

**水道メーターの取り換えに
ご協力を**



有効期限が近い水道メーターを無料で取り換えます。対象となるご家庭には、水道局から委託を受けた事業者が事前にチラシを配布した後、取り換えに伺います。また作業には1時間ほどかかりますのでご協力をお願いします。

9月上旬～12月上旬

【詳細】給水課 ☎(21) 7055
か配水管理事務所(中央・南区 ☎(572) 7300、北・東区 ☎(762) 7300、白石・厚別区 ☎(891) 7300、豊平・清田区 ☎(812) 7300、西・手稲区 ☎(663) 7300)

公共ますを設置する方へ

公共ます(汚水・雨水)設置の受け付けは、10月15日(月)までです。設置には申請から2カ月ほどかかりますので、お早めに相談・申請をお願いします。

所 下水道庁舎(豊平区豊平6

の3)。
【詳細】下水道河川部工事課 ☎(818) 3462
下水道パネル展
内 下水道の仕組みや役割、デイスポーターの機能と本市における取り扱い。
日 所 左表の通り。

■下水道パネル展

開催日	会場
9/10(月)～14(金)	市役所ロビー
9/15(土)～21(金)	中央区民センター(中央区南2西10)
9/22(土)～28(金)	豊平区民センター(豊平区平岸6の10)
9/29(土)～10/5(金)	厚別区民センター(厚別区厚別中央1の5)
10/6(土)～10(水)	北区民センター(北区北25西6)
10/15(月)～19(金)	清田区役所(清田区平岡1の1)
10/22(月)～28(日)	南区民センター(南区真駒内幸町2)
10/29(月)～11/4(日)	白石区民センター(白石区本郷通3北)
11/5(月)～11(日)	東区民センター(東区北11東7)
11/12(月)～18(日)	手稲区民センター(手稲区前田1の11)
11/19(月)～25(日)	西区民センター(西区琴似2の7)

【詳細】下水道計画課 ☎(818) 3441

地区計画の届け出を忘れずに

地区計画とは、地区の特性に応じてまちづくりのルールを定めるもので、市では7月末現在で130地区を対象区域にしています。

地区計画の区域内で建物の新築・増改築や車庫、物置、塀などを設置する場合は、工事の30日前までに忘れずに届け出をしてください。

【詳細】地域計画課 ☎(21) 2545、
指導部管理課 ☎(21) 2859、
HP

**開発許可制度が
一部変更になります**

都市計画法が改正され、これまで開発許可や市街化調整区域における建築許可が不要であった社会福祉施設や医療施設などについて、11月30日(金)から規制の対象となりますのでご注意ください。

【詳細】宅地課 ☎(21) 2512、
HP

**土地の購入・利用には
ご注意を**

市街化調整区域とは

市街化調整区域は、都市の健全な発展と計画的なまちづくりのため、市街化を抑制する区域として定められています。一般住宅や工場、簡易なプレハブ構造の建物など、構造用途や基礎の有無にかかわらず建物の建築が規制されています。また、農業用倉庫を工場など別の目的に使用する用途変更も規制されています。

土地購入についての相談

「市街化調整区域と知らずに土地を買ってしまった」「購入した土地が公道に接していない」「家が建てられない」など、土地売買に関するトラブルが増えています。契約書を

**秋の交通安全市民総ぐるみ運動
(9/21(金)～9/30(日))**

今年の交通事故死者数は、前年比+9人(8月22日現在)と増加しています。これからの時期は日没が早まり、ドライバーから歩行者や自転車が見えにくくなるため、交通事故が起こりやすくなります。交通事故を自らの問題として受け止め、自分や家族、高齢の方、子供たちを、交通事故から守りましょう。



<交通事故を起こさない・遭わないために>

- ・ドライバーは、子供や高齢の方、右側から道路を横断する歩行者や自転車に注意する。
- ・夕暮れや夜間の外出時は、明るい服装で、夜光反射材を身に付け、周囲に自分の存在を知らせる。
- ・自動車は昼間も点灯し、自転車は早めに点灯することで、周囲に自分の存在を知らせる。
- ・乗車時は、全席でシートベルトを着用する、させる。
- ・飲酒運転はしない、させない、勧めない。

【詳細】区政課 ☎211-2252

取り交わしたり手付金を払ったりする前にご相談ください。また、市街化調整区域の山林や原野を画面上で区画分筆し、宅地と見せかけた現状有姿分譲地は、将来市街化区域となる保証はありませんし、建物を建てることもできませんのでご注意ください。

【詳細】宅地課 ☎(21) 2512、
HP

分譲マンション管理基礎講座

内 維持修繕の基礎知識。
日 10月28日(日)午後1時30分～4時30分。
所 北海道経済センタービル(中央区北1西2)。

対 マンション購入予定者および居住者100人。
申 ☎、FAX。上欄必要事項を記入し、9月11日(火)から受け付

動物愛護週間行事

△ 小動物慰霊祭▽
動物管理センターで火葬し

【詳細】市コールセンター ☎(222) 4894

所 エルプラザ(13階)。
定 70人。
申 10月4日(木)までにcc。10月11日(木)までに連絡がなければ受講可。